

国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）
に関する調査結果報告書

平成 22 年 7 月

総務省行政評価局

前 書 き

法令等遵守（コンプライアンス）は、国家公務員や行政に対する信頼を確保する上で極めて重要な課題であり、その態勢を確立し職員に徹底していくことが必要である。

しかし、近年、国民の信頼を大きく損ねるような国家公務員による不祥事が相次いで発生し、平成 19 年の国家公務員（一般職）の懲戒処分数（2,597 人）は 10 年前に比べ約 1.6 倍に増加しているなどの状況にあったことから、総務省では、19 年 8 月から、全府省を対象に「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」を実施し、その結果判明した課題について、21 年 3 月に、全府省に対して改善を勧告したところである。

その後、各府省は、内部通報に係る窓口の整備や通報対象範囲の拡大、セクハラ防止のための適切な相談員の配置等の改善措置を講じてきているものの、依然として、国の行政機関等における不適正な会計経理の指摘があることを踏まえ、総務省では、当該勧告のフォローアップ（平成 22 年 9 月）を 6 月に前倒しして行うとともに、各府省における不適正な会計経理防止対策等の実施状況を追加調査することとし、平成 22 年 4 月から、国の行政機関全体を横断的に対象とした「国の行政機関の法令等遵守（会計経理の適正化等）に関する調査」を実施した。

調査の結果、法令等遵守態勢については、改善を指摘した 288 事項中 247 事項で一定の改善措置が採られていたが、勧告後 1 年 2 か月を経過（平成 22 年 5 月末現在）しても、改善措置を検討中であるなど、改善があまり進んでいないものも 14 府省で 41 事項（14%）みられた。関係府省においては、早期の改善に向けて、積極的な取組を期待する。

会計経理の適正化については、平成 19 年度から 21 年度までの 3 年間に、17 府省中 12 府省で合計約 20 億円の不適正な会計経理が確認され、その 3 割強が「預け金」であるほか、約 6 割が補助金であることなどが明らかになった。また、不適正な会計経理が確認された 12 府省やそれ以外の府省の一部では、納品書等の 5 年間保存の義務付けや、物品等の納入業者の帳簿との突合や聞き取り調査の実施など、何らかの再発防止対策を推進中で一定の効果が上がっているものがみられたが、他方、特段の対策を講じていない府省があることなどが明らかになった。

政府においては、予算単年度の原則の下で、予算執行の現場では予算を無理やり使い切るといった無駄が生じているとの指摘があることを踏まえ、平成 22 年 3 月から、年度末の使い切り等無駄な予算執行の排除の取組が開始されたところである。各府省の不適正な会計経理防止対策の策定及び実施に当たっては、当該政府方針に沿った方策を取り入れることが重要である。また、現行の予算・会計制度の下で、年度末の会計経理などにおいて、暗黙のうちに不適正な会計経理を前提としているかのような業務システムとなっていないか点検し、必要な改善を進めていくことが重要である。

各府省においては、本調査結果を踏まえて、会計経理の適正化に向けて実効性のある取組を推進していくことを期待する。

目 次

	ページ
第 1 調査の目的等	1
第 2 調査結果	2
I 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告事項の改善の推進	2
II 国の行政機関の会計経理の適正化対策の推進	17
1 不適正な会計経理防止対策の推進	17
(1) 不適正な会計経理の発生状況	17
(2) 実効性のある不適正な会計経理防止対策の実施	21
2 不適正な会計経理に関する内部監査（会計監査）の強化	28
III 国の行政機関の会計経理に関する問題情報の募集結果	30
第 3 資料 「国の行政機関の法令等遵守態勢に関する調査」結果に基づく勧告（平成 21 年 3 月） に対するその後の改善措置状況（勧告・回答・その後の改善措置状況の対照表）	86

図表等目次

	ページ
表 1-① 会計検査院の決算検査報告により指摘を受けた不適正な会計経理の概要	32
表 1-② 内部監査等により判明した不適正な会計経理の概要	50
表 2-① 各府省の不適正な会計経理防止対策の概要（補助金に係るもの以外）	55
表 2-② 各府省の補助金に係る不適正な会計経理防止対策の概要	60
表 2-③ 事例表（不適正な会計経理防止対策）	65
表 2-④ 予算編成のあり方に関する検討会・論点整理 （平成 21 年 10 月 19 日内閣官房国家戦略室作成）（抜粋）	70
表 2-⑤ 予算編成の在り方の改革について（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）（抜粋）	71
表 2-⑥ 年度末における予算の適正な執行に係る周知・徹底について（依頼） （平成 22 年 3 月 12 日付け内閣府行政刷新会議職員の声担当室事務連絡）（抜粋）	72
表 3-① 各府省の内部監査（会計監査）の担当部門（担当職員数）・対象機関・監査頻度 （平成 22 年 4 月 1 日現在）	73
表 3-② 各府省の不適正な会計経理についての内部監査（会計監査）の実施状況	79
表 3-③ 内部監査（会計監査）の強化を図った例	82
表 3-④ 内部監査（会計監査）計画に沿って適切に監査が行われていない例	85